

市民憲章 わたくしち八尾市民は 1.若い力をそだてましょう。1.あたたかい心でまじわりましょう。1.みどりのまちをつくりましょう。1.文化財をたいせつにしましょう。1.働くよろこびに生きましょう。

市の動き

「検査済」ステッカーが必要です

4月1日から 古くなったテレビ、クーラーなどの廃棄

市清掃事業所では、この4月1日から、不用品として出されたテレビ（白黒、カラー）クーラー、電子レンジのうち、PCB（ポリ塩化ビフェニール）を使用した部品が使われていない、またはその部品を取りはずしたとすることを証明する「検査済」のステッカーがはられたもの以外は収集しないことになりました。

これは、テレビなどのコンデンサー部に使われているPCBが、廃棄処分する過程で大気中にもれ、環境汚染を引き起こすのを防ぐためです。

上記の家電製品の廃棄処分をされるご家庭では、メーカーに連絡をとって、PCBを使用した部品を使っているかどうかの検査を受け、メーカーの発行する「検査済」のステッカーをはった上、粗大ゴミ収集日にお出しください。

なお、費用は一切無料です。

■PCB使用部品はメーカーが取りはずします

環境汚染問題で大きな社会不安をまき起こしたPCBは、昭和28年から使用禁止措置がとられた47年8月までに作られたテレビ、クーラー、電子レンジという家電製品にも使われていました。電気の絶縁性にすぐれ、燃えにくく、物理化学的に安定しているという性質を利用してコンデンサー部に使用していたのです。

この家電製品に使用されているPCBは、コンデンサーが密閉構造になっているため、使用中は、直接人体に影響を与えることはあ

りません。しかし、廃棄処分をする際、コンデンサーを砕いたり、焼いたりしてPCBが大気中に発散し、環境汚染を引き起こす恐れがあります。

そのため、市清掃事業所では各メーカーと協議し、4月1日から、①PCB使用部品はメーカーの手で取りはずす、②今後、粗大ゴミとして収集するのはPCB部品を取りはずしたものに限りということを取り決めました。

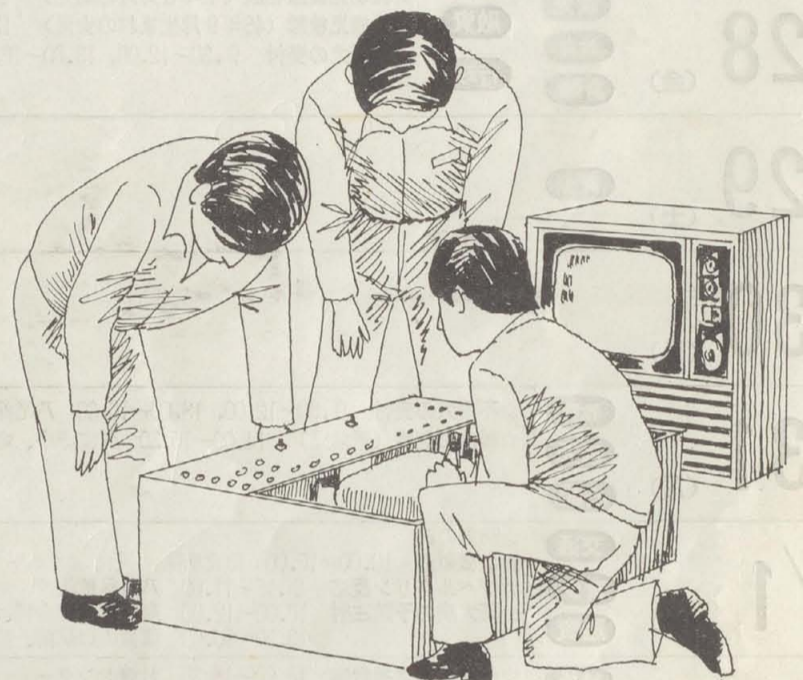
■廃棄処分をするときはまずメーカーに連絡を

お宅で古くなったテレビ、クーラー、電子レンジを処分するときは、まずその製品のメーカーに連絡してください。（表参照）連絡を受けたメーカーでは、購入年月日、製品名、型番でPCBを使用しているかどうかを調べます。使用していれば、お宅にメーカーの係員が訪れ、部品を取りはずして「検査済」ステッカーをはります。使用されていない場合は、ステッカーが郵送されてきますので、それを廃棄する製品の見やすい所にはり、粗大ゴミ収集日に出してください。

4月1日以降は、この「検査済」のステッカーをはっていないテレビなどは収集しません。また、大阪府公認再生資源回収業者も回収しませんのでご注意ください。

なお、費用は一切無料ですが、メーカーへの連絡は収集日の2週間位前までにしてください。

◎お問い合わせは清掃事業所（高美町5丁目☎91-7345）まで



PCB部品検査済ステッカー
赤地に文字は白色(5cm×5cm)

◆もくじ◆

- ☆第1面…市の動き
(「検査済」ステッカーが必要です)
- ☆第2面…市の行事
- ☆第3面
- ☆第4面
- ☆第5面 財政特集
- ☆第6面
- ☆第7面…おしらせ
- ☆第8面…市の話題

◎メーカー連絡先一覧表

メーカー	連絡先	所在地	電話番号
クラウン	クラウン商事(株)大阪営業所	大阪市浪速区日本橋東4の16	06 (631) 8081
富士	東大阪営業所	東大阪市御厨322の2	06 (788) 8105
フィルコエアコン	(株)光洋西部支社	大阪市南区豊谷西ノ町2	06 (253) 0686
日立	大阪扶洋家電(株)	東大阪市大字菱江434の5	0729 (62) 1421
ゼネラル	東大阪出張所	東大阪市横沼町3の1793	06 (723) 5400
ゼネラルエアコン	ゼネラルエアコン販売(株)西日本サービスセンター	大阪市東区北国分町626の1	06 (943) 1391
ナショナル	大阪ナショナル八尾柏原サービスステーション	八尾市八尾木591の3	0729 (91) 7405
三菱	中大阪三菱電機サービスステーション	大阪市住吉区万代東3の7	06 (693) 6009
三菱・ビクターエアコン販売	大阪事業所技術センターサービス課	大阪市西区北堀江3の15	06 (538) 1212
ビクター	大阪サービスセンター	大阪市天王寺区小橋町16	06 (768) 2658
コロムビア	大阪サービスセンター	大阪市南区末吉橋通3の2	06 (245) 3071
リッケー	八尾支店	八尾市北本町1の3の25	0729 (22) 2778
サンヨー	東大阪サービスステーション	東大阪市御厨709	06 (788) 9281
シャープ	近畿サービスセンター	大阪市浪速区恵美須町2の31	06 (643) 4649
N E C	大阪サービスセンター	大阪市浪速区広田町73	06 (643) 1261
ソニー	ソニーサービスステーション東大阪	東大阪市荒川3の142	06 (727) 5284
東芝	東芝関西家電サービスステーション	東大阪市若江東町6の7の46	06 (722) 5541
オンキョー	大阪サービスセンター	大阪市西区江戸堀北通2の21	06 (444) 4581

やお市政だより

第525号

2

昭和50年3月20日

市の行事

3/26 (水)	結婚 家児 教育	☆母と子の体操教室 14.00-15.30 教育センター ☆幼児歯科相談(フッソ塗布) 9.15-11.00, 13.00-14.30 八尾保健所 ☆子宮ガン検診(電話予約制) 13.00-14.00 八尾保健所 ☆不用犬の受付 9.30-12.00, 13.00-16.30 八尾保健所 ☆種痘の判定(乳幼児) 14.00-15.30 竹淵小
27 (木)	家児 青少 法律	☆婦人スポーツ教室(卓球) 13.30-16.00 教育センター ☆一般 () 17.30-21.00 / ☆一般健康相談 9.15-11.00 八尾保健所 ☆種痘の判定(乳幼児) 14.00-15.30 曙川小、南山本小
28 (金)	家児 教育 身障	☆乳幼児健康相談(1年6カ月の幼児) 9.15-11.00 八尾保健所 ☆3歳児検診(46年9月生まれの女児) 13.00-14.30 八尾保健所 ☆不用犬の受付 9.30-12.00, 13.00-16.30 八尾保健所
29 (土)	青少	
30 (日)		
31 (月)	教育 家児 心配	☆不用犬の受付 9.30-12.00, 13.00-16.30 八尾保健所 ☆種痘の判定(乳幼児) 14.00-15.30 久宝寺小、竜華幼
4/1 (火)	交通 青少 融資	☆防災の日 ☆出張献血 10.00-15.00 市立病院 ☆ツベルクリン反応 9.15-11.00 八尾保健所 ☆狂犬病の予防注射 10.00-12.00 東弓削青年会場、久宝園集会所横の遊園地 13.00-15.00 信貴山口駅前、跡部児童公園
2 (水)	結婚 家児 教育	☆母と子の体操教室 14.00-15.30 教育センター ☆幼児歯科相談(フッソ塗布) 9.15-11.00, 13.00-14.30 八尾保健所 ☆子宮ガン検診(電話予約制) 13.00-14.00 八尾保健所 ☆狂犬病の予防注射 10.00-12.00 南高安小(旧の中学校跡)、高安出張所 13.00-15.00 八尾自動車教習所、北山本児童公園
3 (木)	家児 青少 法律	☆婦人スポーツ教室(バレーボール) 13.30-16.00 教育センター ☆一般 () 17.30-21.00 / ☆一般健康相談 9.15-11.00 八尾保健所 ☆BCG接種 9.15-11.00 八尾保健所 ☆狂犬病の予防注射 10.00-12.00 太田八幡神社、永畑小 13.00-15.00 大正中、清友高
4 (金)	家児 教育 身障	☆府の巡回交通相談 10.00-16.00 市民相談室 ☆乳幼児健康相談(3カ月の乳児) 9.15-11.00 八尾保健所 ☆不用犬の受付 9.30-12.00, 13.00-16.30 八尾保健所
5 (土)	青少	☆少年を守る日
6 (日)		
7 (月)	教育 家児 心配	☆不用犬の受付 9.30-12.00, 13.00-16.30 八尾保健所 ☆狂犬病の予防注射 10.00-12.00 労働会館(山本町)、安中小 13.00-15.00 / /
8 (火)	交通 青少 融資	☆出張献血 10.00-15.00 市立病院 ☆高血圧検診 13.00-14.30 八尾保健所 ☆狂犬病の予防注射 10.00-12.00 曙川出張所、竹淵出張所 13.00-15.00 志紀田井中神社、久宝寺口桜橋児童公園
9 (水)	結婚 家児 教育	☆母と子の体操教室 14.00-15.30 教育センター ☆幼児歯科相談(フッソ塗布) 9.15-11.00, 13.00-14.30 八尾保健所 ☆子宮ガン検診(電話予約制) 13.00-14.00 八尾保健所 ☆狂犬病の予防注射 10.00-12.00 小阪合神社、桂解放会館 13.00-15.00 山本児童公園、大竹老人ホーム
10 (木)	家児 青少 法律	☆婦人スポーツ教室(バレーボール) 13.30-16.00 教育センター ☆一般 () 17.30-21.00 / ☆一般健康相談 9.15-11.00 八尾保健所 ☆狂犬病の予防注射 10.00-12.00 志紀児童遊園地、竜華出張所 13.00-15.00 / /

《共同募金・歳末助け合い運動の結果》

昭和49年度の共同募金・歳末助け合い運動の結果が次のとおりでした。御協力ありがとうございました。

☆共同募金運動結果

- 1、戸別募金 361万7,288円
 - 2、法人募金 129万4,300円
 - 3、学校募金 38万 263円
 - 4、街頭募金 12万9,454円
 - 5、バッジ 14万9,940円
 - 6、個人 9,696円
- 総計 558万 941円

☆歳末助け合い運動結果

本年度募金額 481万4,834円
前年度繰越金 57万4,111円
合計 538万8,945円

なお、歳末助け合い運動に寄せられた尊いお金は生活困窮者、入院患者などに配分されました。

《納税休日窓口》

収税課では、次のとおり休日窓口を開き、納税を受け付けます。市税をまだお納めでない方は、この機会をご利用ください。

☆とき・ところ 3月30日(日) 午前9時～午後5時＝市役所収税課で、午前10時～午後4時＝各出張所で

《新生活結婚式》

婦人会館では、新生活運動の一環として挙式料1人300円という結婚式場を開いています。この300円の中には衣装代、着付け代も含まれています。

お問い合わせは同会館(本町3電22-6185)まで。

《新生活結婚式》

- 身障 = 身体障害者相談
- 心配 = 心配ごと相談
- 結婚 = 結婚相談 いずれも13時～16時 社会福祉会館で
- 家児 = 家庭児童相談 10時～16時 社会福祉会館で
- 青少 = 青少年愛護相談 9時～17時 教育センターで
- 法律 = 法律相談(当日午後0時45分受付) 行政 = 行政相談 いずれも13時～16時 市民相談室で
- 教育 = 教育相談 9時～ 教育相談室で
- 融資 = 中小企業融資相談 10時～12時 産業課で
- 職業 = 高齢者職業相談 10時～15時 社会福祉会館で
- 更生 = 更生相談 10時～16時 社会福祉会館で
- 交通 = 交通相談10時～16時 府民センターで

《園芸相談を開設》

4月は緑化月間です。市民憲章推進協議会緑化部会では、この月間にちなみ、次のとおり園芸相談を受け付けます。

市の河野緑化室長が植木に関する相談から庭の設定まで緑化全般にわたる相談を受け付けますのでご利用ください。

☆とき 毎週水、金曜日の2回 午後2時～4時
☆ところ 市民相談室

《第10回習作展開催》

市立労働会館分館(植松町5丁目)では、文化講座生の1年間の成果を見ていただくため、次のとおり第10回習作展を開催します。

☆とき 4月5日(土) 午前9時～午後7時、6日(日) 午前9時～午後4時

☆ところ 労働会館分館(近鉄バス植松下車南へすぐ)
なお、6日にはお茶会、楽焼、陶芸作品のバザーを行います。

《生活学校生募集》

婦人会館では、50年度生活学校生を次のとおり募集しています。

☆とき 毎月20日前後(月1回) 午後1時～3時30分

☆ところ 婦人会館(本町3)
☆講座内容 消費問題一般
☆定員 80名(先着順)
☆申し込み 4月10日(木)までの午前10時～午後4時の間に同会館まで(電22-6185)
なお、受講料は無料。

《土地取引に届出制》

昨年12月24日、国土利用計画法が施行されました。

この法律の施行によって規制区域以外の区域において、一定規模(市街化区域では2,000㎡、その他の都市計画区域では5,000㎡、都市計画区域外では10,000㎡)以上の土地(これらの規模以上の一団の土地を構成する部分を含む)について土地の売買等の契約を締結しようとする場合は、当事者は市町村長を経由して都道府県知事に届け出ること、また届け出後8週間以内は契約を締結してはならないことになっています。

くわしくは、用地課(電93-5291)まで

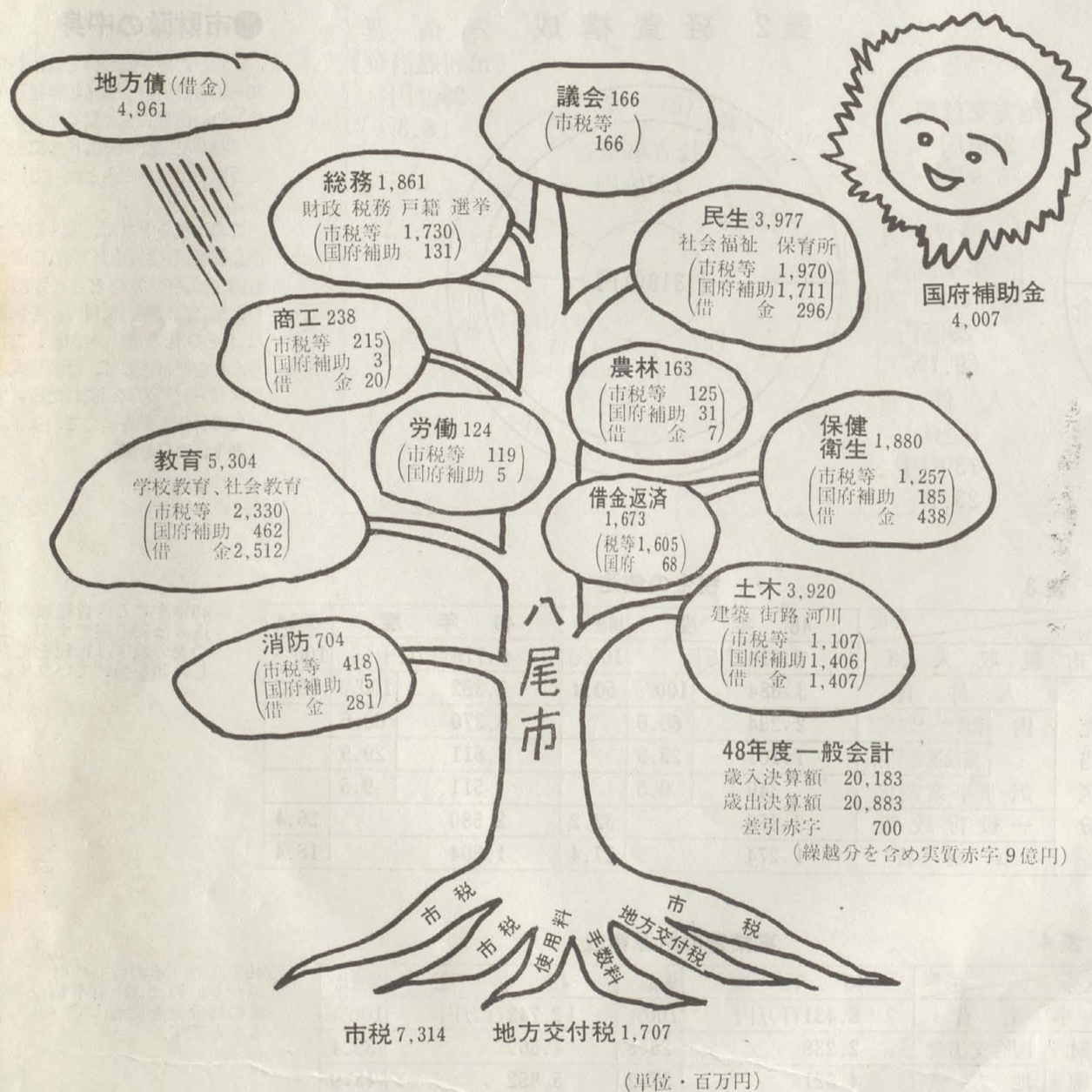
訂正——3月5日号第1面の記事で、その他の都市計画区域では10,000㎡とあったのは5,000㎡の誤りです。また「都市計画区域以外の区域では10,000㎡」の部分がぬけていました。おわびして訂正します。

☆みなさんの近くで善意・善行・伝統的行事などがありましたら市広報係まで(TEL 91-3881)

☆市税の納税は便利な預金口座振替で(TEL 91-3881 内線 263)

財政特集

地方財政の仕組みと八尾市の実情



はじめに

地方財政の危機が叫ばれている中で、本市の昭和50年度予算の編成作業が進められています。

今日の地方自治体財政の窮乏は、昭和48年後半から起こったいわゆる石油ショックに端を発し、異常な諸物価の高騰がインフレ高進に拍車をかけ、人件費の膨張や増加の一途をたどる補助事業費の超過負担の増大などに原因しており、全国ほとんどの自治体が財政のやりくりで四苦八苦の状態です。

わが国経済が不況とインフレの谷間にあえぎ、インフレ克服と不況克服の両面作戦が強いられていますが、どちらかといえば物価鎮静に力点がかれ、政府が総需要抑制の政策をくずしていないだけに、当面の財政運営にはしっかりと手綱を締めてかからねばなりません。

さらに、本市の場合は昭和23年市制発足以来、健全財政を保ってきましたが、昭和38年頃から急激に人口が増加し、都市基盤の整備が人口急増のテンポについていけない現状にあります。しかしながら、市民のさまざまなニーズを満たすため、ある程度の赤字決算覚悟のうえ積極的な財政運営を進めなければなりません。

だからといって、市の財政が大きな赤字をかかえ火の車であれば市政の健全な発展は望めないで、目下のところ経済学者など学識経験者をまじえ財政自主再建対策審議会を設置し、財政の建て直しについての方策を検討しています。

財政は市政を進める大本であるのに、その仕組みが複雑であるため、一般にはなじみが薄いものになっています。地方財政の危機が論じられるこの機会に、本市の財政の仕組み、運営、実情をかみくだいて解説し、市政についての正しい理解を深めていただくよう特集しました。

●財政は市政の原動力です

家庭生活において月々の収入が欠かせないように、市政を進める基本も財政の力です。

市の財政が豊かであれば、市民の必要とされる公共政策をたくさん満たすことができますし、財政が貧乏ければ、市民が多くのことを望まれてもそれに充分こたえることができません。また市の財政が健全な体質であれば市政をどんどん伸ばしてゆけることができます。

このように市政を發展させる原動力となるものは、市財政の力ですが、この財政を支えているのは、ほかならぬ市民1人ひとりであるわけです。

受益者負担の料金収入で事業を行う水道、国民健康保険、土地区画整理などは別として、市の公共事業の大部分をまかなう一般会計の収入の3割から4割程度は、市民からの直接間接に納めていただいている税金です。この

税金財源を元手に国や府からの補助金をもらい、また税金を担保に国や民間金融機関から長期の資金を借り入れるなどして財源を大きくし、市民のさまざまな要望にこたえているのです。

市の財政は市民から納めていただく税金、つまり市民の負担によって支えられつづけているといえます。市政を進め發展させる基本となり、原動力となる力は財政であり、その財政は25万市民の負担でまかなわれているのですから市民の納められた税金は、形を変えて市民の利益となり福祉となって返ってゆきます。

市は地方自治体であり、自治体は企業のような営利団体ではありませんから、市民の負担でつくられた限りある財源を最大限に生かして市民に対し、公共事業等を通じて経費の配分を行い、市民の利益を広め、公共の福祉

を増進することをまっぴらの仕事としています。

生活環境をよくし、弱者福祉を手厚くし、教育施設を整え、住みよい街づくりを進めるなど、市民の負担を市民の利益として実らせるよう努力しています。

市民が必要とされるものは限りがないほどたくさんありますが、その必要を満たす財源には限りがあります。

限られた財源を使って、大小さまざまな市民の要望を満たしてゆかなければならないのですから、市民の要望の緊急度や社会性を考え、また部分と全体との調和にも気を配りながら、要望を慎重に選択して予算をつくらなければならぬのです。

このように市民自治というものは、みんなの税金で財源をつくり、それを元手にして、みんなが本当に必要とするものを予算にあげ、

その予算を実施することで、みんなの利益を広げ、福祉を増進してゆく政治の仕組みになっています。

言い換えますと、自らの必要を自らの負担でまかない、自らのことを自らの手で治め、そこから生まれる利益をみんなに分け合ってゆくこと、つまり自主、自立、自己負担が市民自治の生命であり、市は永遠に続く巧みに組織された全市民の生活共同体です。

そして、市の財政は市民1人ひとりの負担で成り立ち、その負担は市民の利益となって市民みんなに返ってゆきます。

それゆえ、市政は、市民みんなの自主自治で進めるものであり、そのことを市民1人ひとりが自覚し、実践することが大切です。それが市民の利益、公共の福祉を推し進め、市の力、市の勢いを拡大してゆくことになるわけです。

財政特集

税金は市財政の幹です

昭和49年度一般会計現計予算

表1 財源構成

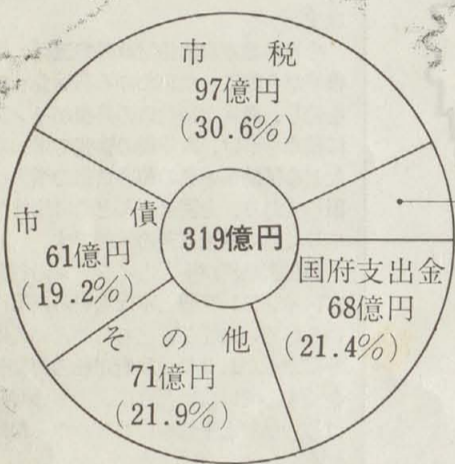
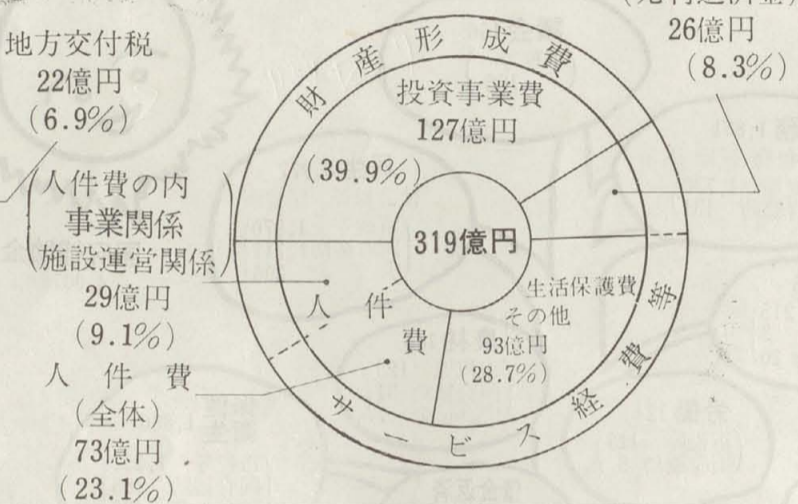


表2 経費構成



●市財政の中身

市財政の中身については、49年度一般会計現計予算（49年12月現在）の財源構成をご覧ください。財源総額319億円の30.6%に当たる97億円が市税収入となっています。

この市税をテコに、国・府の支出金68億円（21.4%）や、市債61億円（19.2%）をどしどし獲得し、地方交付税、使用料、手数料などその他の収入を加え、これら全部を財源として、財産形成と市民サービスの両面にわたる、すべての行政活動を進めています。（表1、表2参照）

■税金の使途

48年度決算額では、市税収入は、市民税や固定資産税、たばこ消費税、電気ガス税などを合わせて73億円でした。

このうち、市職員の人件費に約37億円（人件費総額は、地方交付税などの財源を合わせて約50億円）、学校、幼稚園、保育所などの運営、管理、あるいは福祉関係各扶助、補助費、あるいはごみ、し尿の収集処理や窓口事務などの一般行政費に約23億円を充当し、残りの約13億円が道路や橋の建設、補修、学校や幼稚園の新設、整備、鉄筋化、公園や緑の空間の造成、整備、近鉄大阪線鉄道高架化、同和対策事業など、市民生活をよりよくするための市益事業に使われています。（表3参照）

■事業費の財源構成

事業費の財源構成（表4）をご覧ください。48年度の決算では、建設事業費（さきほどの道路、学校などの建設事業）は84億円で、その財源内訳は、市税とその他（道路財源である交通反則金の配分金など）が14億円、国府の補助金が22億円、地方債（長期間の借金）48億円となっています。

このように、13億円の市税を元手に84億円の事業をするということは、市税を6〜7倍に活用していることとなります。

これは、国、府補助金の獲得とか、地方債の借入れなど、税金以外の収入があるからです。かりに、これらすべての収入を市税でまかなおうとすると、市民から納めていただく税金を2倍に増額しなければなりません。もちろん、これは不可能なことから、国、府の補助金など税金以外の財源を多く獲得するよう国、府に強く働きかけ、税金を効率よく活用できるよう努力しています。

国や府の補助金は、市民の福祉につながる事業に、一定額の市税をあてることによって交付されるものです。ひらたくいえば、商売をするのに必要な元金、あるいは家を建て

表3 税金の使途

区分	年度	48年度	構成比	49年度	構成比
市税収入額		7,314百万円	100%	9,776百万円	100%
充 当 区 分	人件費	3,684	100%	5,392	100%
	内 管理サービス関係	2,234	60.6	3,270	60.6
	施設運営関係	1,101	29.9	1,611	29.9
	事業関係	349	9.5	511	9.5
	一般行政費	2,356	32.2	2,580	26.4
事業費	1,274	17.4	1,804	18.4	

（注）49年度の人件費総額の見込みは73億円ですが、この表の数字は市税を充当した額を掲げています。

表4 事業費の財源構成

区分	年度	48年度	構成比	49年度	構成比
事業費		8,431百万円	100%	12,742百万円	100%
財 源 内 訳	国府支出金	2,238	26.5	4,509	35.4
	地方債	4,821	57.2	5,852	45.9
	市税	1,274	15.1	1,804	14.2
	その他	98	1.2	577	4.5

（注）49年度の「その他」の財源が多いのは、市有不動産の処分金を見込んでいるからです。

る場合の頭金に相当するのが税金で、あくまでも税金が補助金獲得の土台となっています。

たとえば、49年度につくっています仮称堤保育所について見ますと、総事業費2億3,200万円（収容定員120人、建物1億3,600万円、用地9,600万円）に対し、府の補助金（国の補助金の枠がないので府に肩代わり）は、一定の基準によって2,300万円、残りの2億900万円は市の負担（税金3,900万円、市債1億7,000万円）となっています。

また、同和対策事業として48年度につくりました高砂保育所について見ますと、総事業費3億3,800万円（収容定員200人、建物2億1,200万円、土地1億2,600万円）に対し、国の補助金2,500万円、府の補助金1億6,300

万円、残りは市の負担1億5,000万円（税金4,000万円市債1億4,600万円）となっています。

■補助金と超過負担

国、府の補助金には一定の基準（保育所についての基準単価 m^2 当たり77,600円、基準面積幼児1人当たり5 m^2 ……実施単価 m^2 当たり15万円、実施面積幼児1人当たり8〜9 m^2 ）があって、補助対象となりうる事業の範囲や補助基本額や補助率をきめています。

たとえば、49年度事業として現在建設している仮称西山本小学校の新築の場合、総事業費23億3,000万円（建物7億4,000万円、用地15億9,900万円）ですが、これに対する国の補助基本額は建物で3億6,300万円、補助率は3分の2で、補助金は2億4,200万円、用地で補助基

準額4億1,400万円、補助率は3分の1で、補助金は1億3,800万円にとどまっております。その差19億2,300万円が市の負担（税金2億2,300万円、市債17億円）となっています。

このように今の補助制度は、学校、住宅、保育所などについて基準が低く、市費持ち出しがかさむ（超過負担と呼んでいます）。45年度から48年度までの4年間の超過負担の総額は31億6,600万円原因となっており、いろんな事業で多くの税金が必要となっています。

このことは、税金が少なれば少ないだけやりたい事業もできないということです。

従って、国や府に超過負担を早期に完全解消するよう、補助単価や補助率などの大幅な引き上げを強く要望しています。

財政特集

市税を元手に財源拡大

■地方債

地方債（市債、起債ともいう）は、学校や住宅、保育所などの建設、下水道の整備など単年度予算ではまかなえない大きな事業の財源の一部として借金する長期借入れの資金で後世の住民の負担（税）で返してゆくものです。

地方債は後世の住民の税を担保とするため、その返済についての担保能力と信用力が借入れの大きな条件になります。すなわち公債費比率（公債費とは、借金返済の元金利子のことです）という基準があって、市税や普通地方交付税など自己財源に対し公債費が20%を超すと借入れが制限されます。本市の場合、公債費比率が年々上昇していますがインフレ下高度経済成長政策による人口急増に対応した公共施設を整備してゆくためには、地方債の運用を巧みに行ってゆくことが必要であり、その結果がこのような公債費比率の上昇となっています。（表5参照）

地方債の中にも、政府資金や府資金によるものと民間資金によるものとに大別されます。政府資金や府資金では事業費によって異なりますが、返済期間が5年以上25年で、

低利な借入れとなりますが、用地取得などの事業については民間資金となり、返済期間が7年あるいは14年と短く高利の借入れとなってきます。

公債費の年次別推移に示しますように、48年度は市税の23%に相当する16億7,300万円を借金返済の元金に充当している状況であり、これに対する市税の充当が少なくすむよう市では返済期間の大幅な延長を国や府に強く要望しています。（表6参照）

表5 地方債高及び公債費比率

年度	地方債高	公債費比率
44	3,759百万円	9.9%
45	6,894	12.0
46	10,759	12.9
47	12,959	16.5
48	17,357	17.7

表6 公債費の年次別推移

年度	44年度	45年度	46年度	47年度	48年度
市税	3,008百万円	3,821百万円	4,707百万円	5,722百万円	7,314百万円
公債費	453	728	1,047	1,179	1,673
市税に対する割合	15.1%	19.0%	22.3%	20.6%	22.9%

地方財政制度にもとづく市の固有財源には限りがあります。そこで、都市基盤の整備が人口急増のテンポに少しでも追いつけるよう限度ある赤字決算を覚悟のうえ、積極的な財政運営をやむをえず行っています。それとともに「公社」や「協会」をつくらせて民間資金を導入し、これを活用して将来をみこした公共用地を先買いしたり、児童、生徒の急増に対処して、学校施設の先行建設（政府機関の許可が必要）を行っています。その団体として「土地開発公社」や「開発協会」があります。

■八尾市土地開発公社

八尾市総合基本計画にもとづいて、公共用地、公用地などを財団法人八尾市開発協会で41年から取得してきましたが、法律の制定で48年4月に公法人の土地開発公社が設立されました。

その後、開発協会の仕事を継承して、学校、公園、街路、同和対策各事業用地など公用地40万㎡、207億円（公社17万㎡109億円、協会23万㎡98億円）の土地を市の年次計画事業の用地先買いとして取得しています。

■八尾市開発協会

開発協会では47年度から文部省の許可を得て、児童、生徒の急増による小、中学校の新築、増築を市の計画事業に先行して建設しています。

これには、新設校として小学校6校、中学

やりくりによつてどのような工夫をこらしても市民から納めていただく税金には限りがあり、また国、府の補助金や地方債の獲得にも限界があります。この限られた財源で市民のいろいろな要望にこたえるには、どうしても事業の選択をしなければなりません。

表7をご覧ください。学校、幼稚園、保育所の鉄筋化、同和対策関連事業、市道舗装、ごみ、し尿処理、下水道整備など積極的に市民生活に密着した事業に多額の投資をきています。しかし、まだまだ市民のみなさんの要望を十分に満たすまでに至らない実情です。

今後は、年々市財政の窮乏状態が続くなかにあつてその事業の重要性、緊急性を考え、事業の選択に努めることが大切になっています。

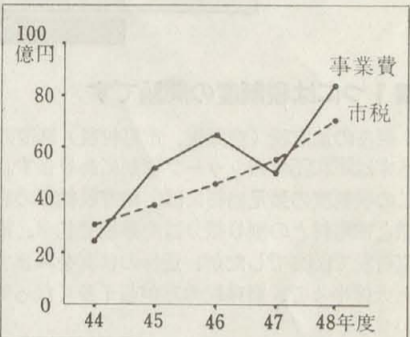
■受益者の経費負担

市財政の中心は一般会計ですが、このほかに民間企業と同じ経営方式をとつて、独立採算制を建て前としている水道事業などがあり、また保険制度加入者の相互扶助として運営している国民健康保険、農業共済事業などがあります。これらの事業会計はいずれも応益負担の原則に立ち、それぞれの受益者が便益を受ける度合いに応じてその事業経費を分かち合つて負担しています。また、少しその性格が異なるかもしれませんが病院事業があります。

これらの事業会計への住民負担の一部肩代わりとして一般会計の財源（税）から補助をしていますが、特定の受益者がその経費を負担することによってこの補助金をできるだけ多く一般会計の全市民共通受益の公共事業に当てたいものです。

事業を選択して予算化

表7 市税、事業費年次別推移



■財政の硬直化

財政硬直化とは、一家庭でいいますと家計収入に対し、毎日の生活に絶対必要な経費（食費、子供の養育費、住宅ローンの返済金など）の占める割合が多くなり、その他の経費（教養、娯楽費、貯金など）が少なくなる状態をいいます。

市の財政では、市税に対する義務費（人件費、扶助費、公債費など）の占める割合が異常に高くなることをいいます。

言い換えますと、税金の使途の大半が固定化した義務費で占められ、新規の事業にまわす分が極端に少なくなる状態で、財政運営の弾力性がなくなることです。

本市の財政状態も年々硬直化の度合いを深め、その弾力性が薄くなってきていますが、今後はより一層経常経費の効率的運用に鋭意努力し、財政の弾力性を回復することが急務となっています。

省に強く実情を訴え、3年先までの増加を見込んだ先行建設を特別に許可してもらっているのです。

■長期展望で行政を運営

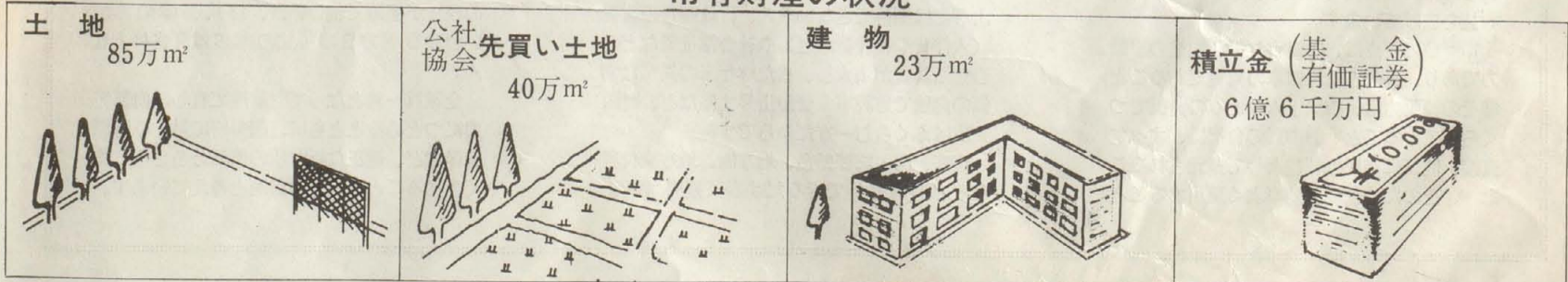
市政は永遠に発展するものですから、これをささえる市財政も長期の展望に立って運営しなければなりません。

八尾市では、42年に八尾市総合基本計画をつくり、これを着実に実現するため5カ年ごとの実施計画をつくっています。

経済の大きな変動で、計画実施のテンポは遅れるなど非常に困難さはありますが、年次計画を立てて事業費を予算化し、国・府補助金あるいは地方債をより多く獲得し、また公共用地の先買い、学校の先行建設（後年度に市が公社・協会から買い戻す）など、民間資金の導入にも力を入れています。

市財政運営の工夫

市有財産の状況



財政特集

財政問題 将来の課題と解決への道

■1つには税制度の問題です

現在の地方税（府県税、市町村税）制度の基本は昭和25年のシャープ税制にあります。この税制度の発足当初には、地方税総額の府県と市町村との割り振りは府県税で40%、市町村税で60%でしたが、近年の状況をみますと大体半々で、府県税の方が若干多くなっています。

このように割り振りが逆転した理由は、経済の高度成長と物価の高騰などに比例して伸びる性格をもった税が、府県側に多くあるということです。税としては経済の動きに順応する性格のあるものが最も良いのですが、市町村税のなかみを見ますと、市町村民税と固定資産税を柱として、電気税、ガス税、市たばこ消費税などの税がこれを補っています。

この中心となる市町村民税は個人と法人のそれぞれの所得に対して課税しますので、経済の成長や賃金の上昇に応じて税が増加します。ところが、固定資産税は土地や家屋を対象として課税しますので、土地課税に対する大きな制限、家屋に対する固定資産税の据え置き制限などがあって、経済の成長に準じた税の増加がなかったのが大きな原因となっています。

またシャープ税制の時代と比較して、市町村の行政事務はその範囲において、またその濃度においても格段の進展を見えています。しかし、その行政需要の増大に見合った税財源確保の新たな方法がとられていないのです。

現行市町村税制度が経済の成長に順応しない一面を持ち、また、行政需要の大幅な増大に対する税源措置が不十分であること、これが市町村財政危機の大きな要因の一つとなっています。そこで、市では行政需要に対応できる税制度とするため租税（国税、地方税）の再配分などを強く国に要望しています。

■2つには超過負担の早期完全解消です

全国市長会の中に人口急増都市協議会が設けられ、同じ悩みをもつ都市の市長が一体となって、法律に明言されたとおり国が負担すべきものは100%完全にその費用を負担し、さらにいまだに負担されていない費用も合わせ、早期に完全解消するよう強力な要請を繰り返して行っています。

この超過負担とはどういうことか図2をご覧ください。国は法律により、国の負担として国がきめた基準単価、基準面積、基準対象事項にもとづいて、その3分の1、2分の1、3分の2（事業種類によって補助率が決められている）など、それぞれの補助率に相当する金額を補助金として負担しています。時によっては、このように少なく押さえられた補助金ですら、国の予算の枠がないので負担交付されないときもあります。

法律によって定められた当然、国が負担すべき財源を負担しないので、いきおい市町村が自己財源（市税）で負担しなければなら

くなり、自己財源でまかなえないときは地方債の一部である縁故債（縁故関係のある民間金融機関からの借金）にたよることとなります。このように、国の負担しなければならぬ分を市町村が負担することを「超過負担」といいます。

この超過負担は学校、保育所、住宅の建設事業、あるいは学校の教材、保育所の運営、国民健康保険の事務などの経費にあり、その総額は45年度から累計して32億円にもなっています。

さきにも述べましたように、人口急増都市協議会の各市長が一丸となって国に繰り返し強く要請した結果、超過負担の解消の一部として、八尾市の場合32億円の超過負担に対し2億円程度の特設国庫負担交付金が追加されました。また学校建設の用地にもわずか（16億円に対し補助金1億4千万円で10分の1以下ですが、45年度までは補助金はなんらありませんでした）ですが、新しく制度をつくり国の補助金が交付されるようになってい

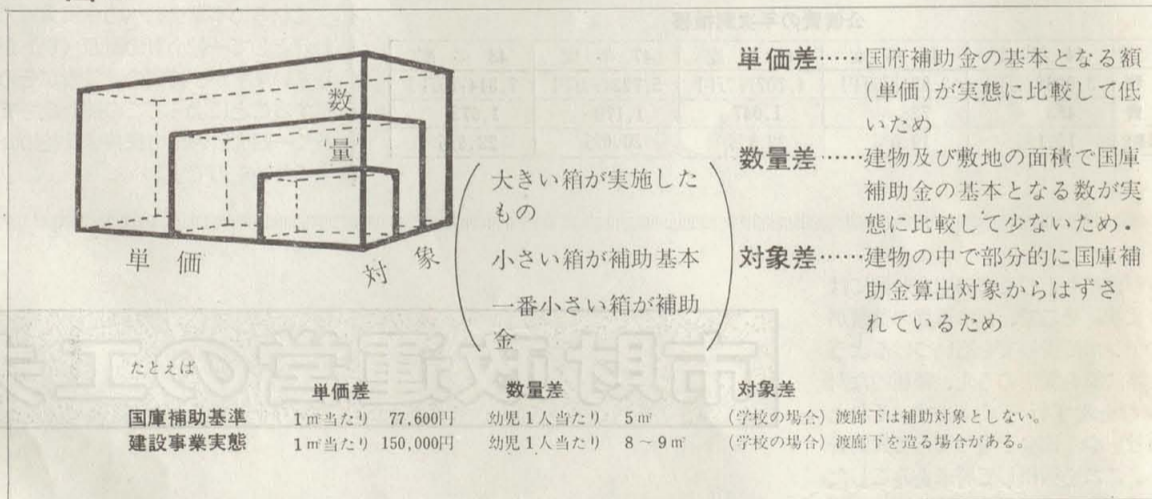
■3つには財源の効率的、重点的配分と経費の節減です

市民のみなさんから納めていただく税金にも、国や府の補助金にも、また後世の住民の税を担保として借入する地方債にもそれぞれ限度限界があります。この限られた財源で市民のさまざまなニーズを満たすためには、いま一番必要とするもの、いま一番重要なものを選択してやってゆかなければなりません。しかもそれは市民みんなの利益となって返ってゆかなければならないのです。

また、市の施設である学校、保育所、市役所、出張所などの管理、運営の経費、あるいはさまざまな建設事業などの経費の使い方について、ムダをはぶき経済面に重点をおいた事務の合理化につとめなければなりません。

一方、膨張する人件費の問題については、必要最少限の少数精鋭主義を堅持しながら、住民サービスの向上と公共福祉の増進をはかり、市の力、市の勢いを拡大してゆくよう財源の確保と経費の節約、節減に全力を傾注しなければなりません。

図2



■おわりに

以上見てきましたように、市財政は市民みんなの税金で成り立っています。

そして、その税金を土台に国、府の補助金を獲得し、その税金を担保に地方債制度をフルに活用する一方、土地開発公社や開発協会によって民間資金を導入し、税金をテコとして、財源拡大にあらゆる工夫を重ねて、いろいろの市民の需要を満たし、多方面に市民の利益を広げています。

市財政の要点は、①財政が市政推進の原動力であり、行政と財政は車の両輪であること ②その原動力は、市民1人ひとりの負担でつくられていること ③市民の負担は、すべて直接、間接に市民の利益として還元されること ④そのため税金を効率よく運用すること

が、市政運営の生命であること ⑤財政状態が健全であってこそ市勢が発展すること、です。

インフレの進行と不況の深刻下で、本市の50年度予算の編成も非常にきびしい状況下にあります。

景気の底ばいで、新年度は法人関係の税の伸びが鈍り、税収全体の順調な増加が例年のようには期待できないうえ、行政運営の経費（人件費や物件費など）や社会福祉費などの当然増経費が増大し、また昨年来の異常な物価の急騰で建設事業費が上昇するなど、財政支出はふくらむ一方だからです。

現在、国・府補助金、地方債、地方交付税など依存財源をできるだけ多く獲得するよ

う、また支出については極力、節約、節減に努め、経費の効率化に努力していますが、諸物価の高騰などで48年度決算9億円の赤字に赤字の累増は避け難く、49年度の決算見込みでは、これまでになかったきびしい財政状況になっています。

それゆえ、新年度予算の執行にあたってはインフレ下の不況で市民生活なり、民間企業の経営が極めて苦しい折、公共団体のみがいわゆる親方日の丸式の態度は許されません。

全職員一丸となって財政建て直しの内部努力につとめるとともに、国や府に対する財源確保など、適正な行財政の再配分をさらに強く求めることが最大の課題と考えています。

やお市政だより

第525号

7

昭和50年3月20日

お知らせ

選挙のこと

■大阪府知事選候補者の立ち会い演説会を開きます

電91-3881 内線522-3

府知事選候補者にじかにふれ、人物、識見、政見などを知っていただくため、次のとおり立ち会い演説会を開きます。お誘い合わせのうえおこしください。

☆とき 4月1日(火)午後1時30分～
☆ところ 教育センター内市立体育館
会場には駐車場がありませんので、車でのおこしはご遠慮ください。

■統一地方選、不在者投票がきます

電91-3881 内線522-3

投票日に、やむをえない事情で投票に行けない方は、前もって不在者投票を行うことができます。投票所入場整理券と印かんを持って、選挙事務局までおこしください。不在者投票ができる期間は次のとおりです。

▷知事選 3月19日～4月12日
▷府議選 4月1日～4月12日
▷市議・市長選 4月17日～4月26日
いずれも土、日曜日を問わず午前8時30分～午後5時。

府民センターのこと

■中河内府民センターが移転します

電23-4081

昨年4月から建設していた新庁舎の完成にともない、中河内府民センターと関係各事務所が次のとおり移転します。

☆移転日 3月22日(土)＝中河内府民センターと八尾土木事務所以外の事務所(業務開始は3月24日から)、3月25日(火)＝八尾土木事務所(業務開始は3月26日から)

☆新所在地 庄内町2丁目1番36号

☆新電話番号 94-1515(代表)

土木事務所については26日からです

なお、移転当日は混雑が予想されますので繰り合わせてご来庁ください。

■府の交通相談は府民センターで受け付けます

電23-4081

従来、市役所市民相談室で受け付けていた府の交通相談は、中河内府民センタービルの完成にともない、次のとおり府民センター内で受け付けます。

☆とき 毎週4回(第1・3月曜、第2・4金曜、毎土曜日を除く)午前10時～午後4時

☆ところ 府民センター内

このほか、府政一般相談も受け付けていますのでご利用ください。

予防接種のこと

■50年度上半期生ワク(ポリオ)投与を行います

電91-3881 内線360

50年度上半期生ワク(ポリオ)投与を次のとおり行います。該当する方は忘れずお受けください。

☆該当する人 生後3カ月から36カ月までの乳幼児

☆服用方法 初回服用後6週間以上の間隔をおき、2回目を服用して完了

＜日程＞

4月16日(水) 中高安幼、南高安幼
17日(木) 安中解放会館、用和小
18日(金) 山本小、北山本小
21日(月) 志紀幼、安中幼
22日(火) 南山本小、曙川小
23日(水) 大正幼、竹淵小
24日(木) 久宝寺小、竜華幼
25日(金) 桂解放会館、八尾小

時間はいずれも午後2時～3時30分です
なお、当日は必要事項を記入、捺印した接種手帳(問診票)、母子手帳、上履きをご持参ください。

年金のこと

■49年度国民年金保険料納付書の有効期限は4月30日です

電91-3881 内線320

昭和49年度国民年金保険料(昭和49年4月分～昭和50年3月分)納付書の有効期限は50年4月30日です。4月30日を過ぎますとお手もとの納付書は無効となりますので、市役所またはもよりの出張所へお越しください。

なお、各月の納期限(4月～6月は7月末、7月～9月は10月末、10月～12月は1月末)を過ぎた保険料を納付忘れの方は、今すぐ納付書によりもよりの金融機関(郵便局は除く)で納めてください。

軽費老人ホームのこと

■軽費老人ホーム「ふじの里」の入居者を募集しています

電23-0516

社会福祉法人ふじ福祉会では、4月1日に開所する軽費老人ホーム「ふじの里」(萱振町1-51番地の1)の入居者を次のとおり募集しています。

☆入居資格 次のすべてにあてはまること
①満60歳以上(夫婦の場合はどちらかが60歳以上であればよい) ②身寄りがないか家族と同居できない事情があること ③1カ月当たりの収入(仕送り含む)が4万円程度以下であり、利用料を負担できること

☆募集人員 50名

☆申し込み 山城町4-2-61、法人事務局(申込用紙は同事務局で交付)まで

くわしくは同事務局まで。

講座のこと

■労働会館分館では、第10期文化講座を開きます

電23-4115

市立労働会館分館(植松町5丁目)では、5月から第10期文化講座を開きます。

☆期間 5月～来年3月

☆会場 労働会館分館(近鉄バス植松下車南へすぐ)

☆受講資格 15歳以上の市民または市内在勤者

☆申し込み 4月20日(日)午前10時から労働会館分館で先着順に受け付けます(1人1講座)。定員になり次第締め切ります。

なお、申し込みには必ず印鑑を持参してください。

☆受講料 無料(ただし、材料費などの実費は各自負担)

＜募集講座＞

花道講座 未生流＝一般(土曜午前10時～12時) 勤労者(木曜午後6時～8時)、池坊＝一般(水曜午前10時～12時) 勤労者(火曜午後6時～8時) 各クラスとも40名

茶道講座 表千家＝一般(火曜午前9時～12時) 勤労者(火曜午後6時～9時) 裏千家＝一般(金曜午前9時～12時) 勤労者(金曜午後6時～9時) 各クラスとも30名

手芸教室 一般(金曜午前10時～12時) 勤労者(金曜午後6時～8時) 各クラスとも30名

手編み教室 木曜午前10時～12時 30名

陶芸教室 水曜午後6時～8時 30名

絵画教室 土曜午後6時～8時 30名

文学教室 6月開講予定 20回 木曜午後6時～8時 100名

労働講座 不定期開講

(注)花道、茶道、手芸、手編みは、毎月第1、2、3週の各曜日(月3回)に行います
こどもづれでの受講はできません。

■労働会館では、料理講座生を募集します

電99-3167

市立労働会館(山本町1丁目)では、実用向きで栄養価の高い料理の作り方を覚えていただくため、第14期料理講座を次のとおり開きます。受講料は無料です。(材料費は実費負担)

☆講座期間 5月から来年3月まで月2回計20回(8月は休講)

☆受講資格 ①勤労婦人＝市内居住の勤労者または市内の事業所に勤務している人 ②一般婦人＝市内に住んでいる人

☆必要なもの 申込用紙(4月2日から労働会館でお渡しします。市内事業所、労働組合にも用意しています)、返信用20円切手、事業主または労働組合の証明(勤労婦人)、市内に居住していることを証明できる書類(一般婦人)

☆申し込み 4月10日(水)～15日(火)の間に、必要書類を市立労働会館料理講座係(山本町1-8-11)まで持参か郵送のこと(月曜日は休館)

なお、3期目以上の方はご遠慮ください。

身体障害者のこと

■重度身体障害者の方は郵便による不在者投票ができます

電91-3881 内線522-3

今春4月に行われる統一地方選挙から、身体障害者手帳または戦傷者手帳(以下手帳)を持っている方で、次のいずれかに該当する人に限り現在する場所で不在者投票ができることになりました。

☆該当する人 ①1級もしくは2級(身体障害者)、または特別項症から第2項症(戦傷病者)の人で、手帳に両下肢もしくは体幹の障害(歩行できないもの)として記載されている人 ②1級もしくは3級(身体障害者)、または特別項症から第3項症(戦傷病者)の人で、心臓、じん臓、もしくは呼吸器の障害と記載されている人

☆申請および請求 手帳を提示して文書で郵便投票証明書の交付を申請してください。選挙管理委員会でも受け付けています。次に、告示の日から投票日の4日前までにその郵便投票証明書を添えて投票用紙および投票用封筒の請求をしてください。

くわしくは選挙事務局まで。

スポーツのこと

■サイクリング大会を開きます

電23-5101

市サイクリング協会では、次のとおりサイクリング大会を開きます。

☆とき 4月6日(日)午前8時 教育センター前集合(雨天の場合は13日)

☆参加資格 市民または市内に通勤、通学している人で小学3年生以上(参加費無料)

☆行き先 河内長野方面(約35km)

☆申し込み 4月3日までに清水町1-1-6、教育センター内体育振興課まで。

くわしくは同課まで。

◎ハンドボール愛好者募集

市ハンドボール協会では、愛好者を募集しています。対象は高校生以上の男女で4月末日まで受け付けています。申し込み、問い合わせは、森川宅(電91-9700)まで。

交通のこと

■子供を事故から守りましょう

電92-1234(八尾警察署)

春は活動の季節、子供たちも外に出て遊ぶ機会が多くなり、その分、交通事故にもあいやすくなります。

子供の交通事故で多いのが「とび出し」。昨年、八尾署管内の交通事故でケガをした子供の3分の1が、この「とび出し」によるものです。

そこでお母さん方もつぎのことがらに注意し、寒い冬が去り、ついでに春が来ると子供たちを恐ろしい事故から守ってやってください。

☆幼児をつれて外出する時は必ず手をつなぐ
☆子供を学校に行かせるときは、①忘れ物をさせない、②遅刻させない、③しからない



やお市政だより

第525号

8

昭和50年3月20日

市の話題

●水路沿いにうるおいを

緑のない水路沿いに桜並木をつくろうと、太田地区青年会の若者や太田新町の役員ら約100名が2日、太田 水路沿い約2kmに桜の苗木を植えました。

桜の苗木は、市民憲章推進協議会緑化部会から同青年会に配布された200本と、新町町会費で購入した100本の計300本で、いずれも

太田地区 青年会や太田新町 老人会の発足を祝って植えられたもの。若者や役員らは朝からスコップやバケツを持って集まり、いつまでも町の人に愛される桜に育つようお願いをこめて1本1本ていねいに植えていました。このほか市内10地区の青年会でも、春の町を桜で包もうと緑化部会から配布された苗木をこの日いっせいに植えました。



●卒業記念植樹

山本小(小田浩之校長)では5日、6年生329名が卒業を記念して、高さ2mのキンモクセイ8本と大きな黒松1本を校庭東側のプール沿いや玄関前の花壇に植えました。

クラス会などで話し合った結果、学校にもっと緑を増やそうとキンモクセイなどの常緑樹を植えることがきまり、樹木はみんなでこづかいを出し合って購入しました。

秋にはキンモクセイの芳香が校庭に漂うのを楽しみに、児童らは思い出づくりに一生懸命でした。



*まちを花と緑でいっぱい!



●春の花のプレゼント

市立養護学校、市立いちょう学園、府立八尾学園、市立養護老人ホームに3日、パンジー、デイジーなどの春の花が届きました。

届けたのは、八尾市農協大正地区青壮年部の人たちで、花はいずれも部員らが畑で苦心してつくったものです。

この日訪れた部員8名は、パンジー、デイジー各400株とキンセンカ20株を各施設の中庭や裏庭にある花壇、芝生の一角にていねいに植え込みました。

市立養護学校では、部員といっしょに植えたり、先生に花の名を聞いたり、こどもたちは大喜びでした。

●街頭で球根配布

市と市民憲章推進協議会(山畑雅裕会長)は2月28日、久宝寺ストアー前など市内12カ所の街頭でカンナ1万袋(2球入り)、グラジオラス5千袋(3球入り)を道行く市民に配りました。

これは、市が48年度から実施している「花いっぱい運動」の一環として行われたもので、今回は大橋市長はじめ会員約20名が自動車に球根をいっぱい積んで各地区を巡回し、市民に花と緑のまちづくりを呼びかけました。



しあわせを築く道 部落解放をめざして——②

■いつの日かかならず

「いつの日かかならず」 吉野源三郎
未開のころ、人間は夜の暗さをどうすることもできなかった。火を使うことになって、人間はやっと暗やみにうちかちはじめた。そして今日、人類の文明は夜の暗さを征服してしまった。しかし、世の中にはまだ暗やみがある。夜の暗さに劣らないやみがある。人間の世の中が、人間を不幸にしているという暗さは、まだ残っている。

だが、この暗やみだって人類は征服できないわけではない。未開人が火を手に入れたように、今日の人類は「人間のとうとさ」をすでに知った。このとうとさを、どこまでもつらぬこう。そのためのわたしたちの知恵、わたしたちの努力、わたしたちの協力がぐんぐんのびてゆけば、それだけ世の中のやみはしりぞいていくのだ。そして、いつの日か、いまの暗さもかならず征服されるだろう。いつの日か、かならず——。

だれもかれもが力いっぱい

のびのびと生きてゆける世の中
だれもかれも「生まれてきてよかった」と思えるような世の中
じぶんをたいせつにすることが同時に人をたいせつにすることになる世の中
そういう世の中をこさせる仕事
きみたちの行くてにまわっている大きな、大きな仕事
生きがいのある仕事
(にんげん6年より)

世の中には、まだ暗やみがある。人間を不幸にしている もろもろの差別、それに起因し、それをつくる体制をわれわれの知恵、努力、協力によって征服していかなければならないことを、この文章は強く訴えています。

日本国憲法は、生命、自由および幸福追求に対する国民の権利を尊重し、さらにすべての国民は法のもとに平等であることを保障していますが、すべての国民が必ずしも市民的

権利や自由が保障されているとはいえないのです。なかでも被差別部落の人びとは、長い歴史の過程でつくり出された差別により、今日でもなお、きびしく基本的人権がそこなわられています。人間を不幸にしている最大の暗さとは、人間が人間を差別するという絶対許すことのできない部落差別なのです。

部落差別のために、尊い生命まで奪われた悲惨な事実が数限りなくあるのです。

部落差別は、封建社会の支配者の政治の手段として政策的、権力的につくり出されたものであり、封建社会の分裂支配するための身分制度のもとで、最下段の身分に位置づけられ、職業、住居、婚姻など社会生活のあらゆる面できびしく差別され、人権がふみにじられてきました。

明治4年の「解放令」でいちおう法制度上の身分差別から解放されましたが、人間としての市民的権利を奪い、劣悪な生活環境のもとにおき差別が温存され、今日に至っているのです。

この世の中にある暗いやみを1日も早く征服するためには、私たちはどうすればよいのか、じっくりと考えてみなければなりません。

人はだれでも人間として、しあわせに生きたいと願っています。しかし、私たちは他人の人権をふみにじていることに気づかず、自分だけがしあわせになろうと考えたことはなかったでしょうか。お互いの人権を尊重していくことが、自らの人権を守っていくことになるのです。私たちは、部落差別、差別的偏見が存在している なかにあって部落差別の現実を知り、一切の差別をくしない、させない、許さない、断ち切るという信念で、ひとりひとりが努力し、協力して、世の中の差別のやみを取り除いていかなければなりません。

市民のみなさん、だれもかれも「生まれてきてよかった」といえる差別のない明るい社会をみんなで手を取り合って築こうではありませんか。